

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会〔第9回〕

令和2年1月29日(水) 午後7時00分

松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・委員長
- ・町長
- ・長野県
- ・飯田市

3. 会議事項

- (1) 飯田市代替地整備に伴うトンネル発生土の活用について〔別冊資料〕

4. そ の 他

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

| 区分 | 氏名 | 所属役職等 | 備考 |
|-----|-------|------------------------|------------|
| (1) | 中川 初俊 | 古町区会 | |
| (1) | 米山 忠章 | 上新井区会 | |
| (1) | 松澤 吉保 | 名子区会 | |
| (1) | 関 克義 | 大島区会 | |
| (1) | 大澤 今男 | 上片桐区会 | |
| (1) | 清水 正育 | 福与区会 | |
| (1) | 林 貞喜 | 部奈区会 | |
| (1) | 小椋 吉範 | 生東区会 | |
| (2) | 米山 俊孝 | 松川町議会 推薦 | |
| (2) | 坂本 勇治 | 松川町議会 推薦 | |
| (3) | 橋爪 和也 | 自然環境関係識見者 | 松川町環境審議会委員 |
| (3) | 寺沢 秀文 | 不動産関係識見者 | |
| (4) | 松下 敏章 | 松川町農業委員会 会長 | |
| (4) | 熊岡 正志 | JA みなみ信州松川支所 経営委員長 | |
| (4) | 小澤 文人 | 松川町商工会 会長 | |
| (4) | 中島 芳夫 | 松川町商工会 建設業部会長 | |
| (4) | 宮下 彰 | 南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長 | |
| (4) | 北林 誠 | 松川町交通安全協会 会長 | |
| (4) | 南島由美子 | 松川町交通安全協会 女性部長 | |
| (4) | 小林 幸彦 | 松川町交番 所長 | |
| (4) | 松浦 善文 | 松川町教育委員会 | |
| (5) | — | 公募委員 | |

(1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
 (5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR 東海等に対し、説明者の出席を求めることを予定している。

出席者名簿

※敬称略

○長野県

飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

| | |
|------|-------|
| 調整課長 | 胡桃 敏成 |
| 係 長 | 忠地 幸博 |

○飯田市

リニア推進部

| | |
|------------|-------|
| 部 長 | 細田 仁 |
| 参 事 | 塩沢 宏昭 |
| リニア整備課長 | 米山 博樹 |
| リニア推進課課長補佐 | 下平 泰寛 |

○松川町

| | |
|-------------|--------|
| 町 長 | 宮下 智博 |
| 副 町 長 | 久保 友二 |
| まちづくり政策課長 | 小木曾 雅彦 |
| リニア・公共交通係長 | 佐々木 保 |
| リニア・公共交通係主事 | 河野 通祥 |
| オブザーバー | 全課長・局長 |

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

平成27年12月8日
告示第112号

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会(以下、委員会という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
 - (2) 町議会議員
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 行政関係機関及び関係団体代表
 - (5) 公募委員
 - (6) その他町長が必要と認めた者
- 2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。
- 3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

- 2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。
- 3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はまちづくり政策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場まちづくり政策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。